

農業者の皆様
に支援金を給
付します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び国際情勢の
変化等による肥料価格高騰の影響を緩和するため、町が農
業者の皆様に対し、支援金を給付します。

津別町肥料価格高騰対策支援金 の給付申請がはじまります

給付額

令和4年度の作付面積（※1）のうち、
10aあたり250円（※2）を支援金とし、給付します。

※1 町内の農用地に限ります。また、全作物が対象です。

※2 申請額が予算を超えた場合は、支援金の単価を減額し、給付します。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

(1) 個人にあっては、町内に住所を有し、法人にあって
は、町内に事業所を有していること。

(2) 次のアからオのいずれかに該当する者

ア 認定農業者

イ 認定新規就農者

ウ 農業経営指標の水準に到達しているとみなすことができる者

エ 認定農業者の再認定を受けていないが、従前の経営面積を
80%以上維持している者

オ 津別町人・農地プランの中心経営体に位置付けされている者

(3) 津別町暴力団排除条例に定める暴力団に関係してい
ないこと。



申請方法【提出期限：令和5年3月3日（金）】

▶ JA正組合員の方：JAにて申請をお願い致します。

※JAの農業経営実態調査を基準に給付額を算定します。

▶ 上記以外の方：給付申請書及び必要書類（作付面積が確認できる資料、通帳の写し）
をご準備の上、役場農政係（庁舎2F ⑩番窓口）へ提出
をお願いします。

※給付申請書には、自署又は自署以外の場合は押印が必要ですので、ご注意願います。

お問い合わせ先

津別町役場 産業振興課 農政係（庁舎2F ⑩番窓口）

TEL：77-8384（直通）

FAX：76-1217